令和7年度

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

	《目次》	ページ				
1	特別徴収義務者指定通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2				
2	税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)への個人番号の記載について ・・・・	3				
3	お届けする書類の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4				
4	特別徴収の事務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6				
5	給与所得等に係る個人住民税(市・県民税)の賦課について ・・・・	10				
6	納入できる金融機関(指定金融機関等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13				
7	ケース別提出書類一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14				
8	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額整理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16				
9	届出書の記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17				
10	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書様式(2部)					
11	特別徴収切替届出(依頼)書様式(2部)					
12	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書様式(1部)					
13	13 特別徴収税額の納期の特例承認申請書様式(1部)					
14	よくあるお問い合わせ Q&A ・・・・・・・・・・・・・・	27				

・森林環境税については、木更津市ホームページをご覧ください。 ページ番号: 4346

【市区町村コード 122068】

木更津市役所

財務部 市民税課 特別徵収担当

電話(0438)23-8571

※お問い合わせの際には、指定番号をご用意ください。

〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎

この冊子にある様式 (目次 $10 \sim 13$) は木更津市 ホームページにも掲載しています。

不足した場合は、印刷してご利用ください。

木更津市 特別徴収

検索

特別徴収義務者様

千葉県木更津市長 渡 辺 芳



給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について(通知)

給与所得等に係る特別徴収事務につきましては、平素より格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴事業所を令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につき、地方税法第321条の4第1項及び第328条の5並びに木更津市税条例第45条の規定により、特別徴収義務者に指定し、その取り扱いをお願いすることとしましたので、取扱要領にご留意のうえ、ご理解とご協力をお願いします。

なお、同封しました「令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を速やかに各納税義務者(従業員)に交付してください。

必ずご確認ください

- 1. 書類のご確認
 - (1) 令和7年度給与所得等に係る 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)
 - (2) 令和7年度給与所得等に係る 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)
 - (3) 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書 12ヶ月分+予備2枚
 - ※ ただし、納税義務者全員が均等割のみの場合は1枚+予備2枚、納期特例の承認を受けた特別徴収義務者の場合は、2枚+予備2枚
 - ※ 給与支払報告書(総括表)の提出時に「納入書不要」を選択した事業所等には送付しておりません。必要な場合は、その旨ご連絡ください。
- 2. 納税義務者のご確認
 - 上記1(1)の通知書に記載されている納税義務者が、特別徴収できるか確認してください。
 - ※ 退職、転勤等している方や特別徴収ができない方が記載されている場合には、しおりにあります「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者 異動届出書」(以下、異動届という)を至急提出してください。
 - ※ 納税義務者が退職、転勤等した場合に、「異動届」の提出がないと、異動者の特別徴収税額が特別徴収義務者のもとに残ったままになります。 このため、本来納入義務のない税額が未納扱いとなり、督促状の発送等が行われることになりますので、必ず提出してください。

2. 税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)への個人番号の記載について

地方税法施行規則第2条の規定により、市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)の送付については

- ① 書面で送付する場合は、納税義務者の個人番号は記載されません。
- ② 電子データで送付する場合は、納税義務者の個人番号は記載されます。

1 個人番号の利用目的について

市区町村から特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務(社会保障など)には使用することはできません。

※番号法第9条第4項

(前略)法令又は条例の規定により、別表の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は 地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面 の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用すること ができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けたものも同様とする。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施 策に協力するよう努めるものとする。

3. お届けする書類の説明

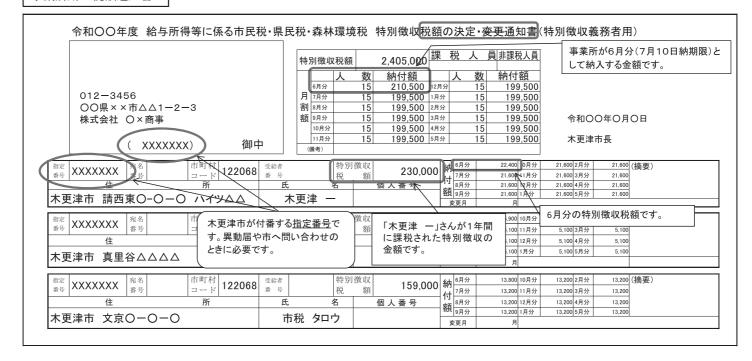
(1) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

事業所用の税額通知書です。事業所全体と従業員個人の、年税額と月々の税額(月割額)が記載されています。 事業所はこれに基づき月々の税額(月割額)を徴収してください。(以下、「税額通知書(特別徴収義務者用)」という)

- ア 異動届を記入する際の事業所の指定番号も本通知書で確認できます。
- **イ** 徴収する税額に変更があった場合は、変更した人のみを記載した税額変更通知書を送付します。(9ページ参照)

変更のない人は税額変更通知書に記載されないため、<u>年度当初に送付した税額通知書(特別徴収義務者用)は捨てずに併せて保管</u>してください。

事業所用の税額通知書



(2) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

従業員用の税額通知書です。1 枚に3人分印刷されています。(以下、「税額通知書(納税義務者用)」という)

左側の**プライバシー保護(目隠し)シールは剥がさず**に、それぞれを切り離し、従業員本人に5月31日までに渡してください。 退職・転勤等により配布が出来ない場合は、返送と同時に異動届を提出してください。



月

لح

そ

の

納

期

(3) 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書(希望する事業所にのみ送付しています)

令和7年6月分~令和8年5月分の納入書です。

納入金額に変更がある場合は手書きで訂正の上納入してください。

(訂正印不要) (**※8ページ参照**)

詳しい訂正の仕方は納入書の表紙の裏面をご覧ください。

(4) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり(この冊子)

特別徴収事務で使用する様式が入っています。足りない場合はコピーするか、 市役所のホームページに掲載されているものを印刷してご利用ください。 (インターネットで「木更津市 特別徴収」と検索してください。)



納入書は3連になっていますので切り離さずに納入する窓口に出してください。

4. 特別徴収の事務について【必ずご一読ください】

(1) 特別徴収とは?

- ア 特別徴収とは、給与の支払を受ける人(従業員)に賦課された市・県民税・森林環境税を6月から翌年5月までの**年12回**に分けて、特別徴収義務者に指定された事業所が月々の給与支払の際に徴収(天引き)し、**翌月の10日までに納入**する制度のことです。
- **イ** 市・県民税・森林環境税額は、提出された給与支払報告書や確定申告書などの課税資料をもとに、市が算出して通知します。
- ウ パート・アルバイト等の雇用形態にかかわらず、**給与の支払を受ける人は原則すべて特別徴収**をしてください。ただし、事業専従者や給与の支払が 不定期で月々の徴収ができない人などは、令和7年度特別徴収については、異動届の提出により普通徴収への切替申請をしてください。
- エ 特別徴収義務者とは事業所のことを、納税義務者とは従業員のことを指します。

(2) 徵収方法

市が通知した各従業員の市・県民税・森林環境税の月割額を、毎月の給与を支払う際に徴収してください。 ただし、年税額が均等割額(5,000円)のみ又はそれ以下の人は、初回に全額徴収するよう算出してあります。

(3) **使用する書類** 14、15ページ「ケース別提出書類一覧表」を参照してください。

(4) 納期限と納入先

- ア 事業所の特別徴収税額の納期限は、**徴収すべき月の翌月の10日(土日・祝日の場合は翌営業日)**です。(例:6月分の納期限は7月10日)
- **イ** 13 ページに記載してある金融機関にて、『千葉県木更津市 市民税・県民税・森林環境税納入書』を用いて納めてください。
- **ウ** 金融機関によっては、データのやりとりで納税するサービスを扱っている場合があります。詳しくはご利用の金融機関にお問い合わせください。また、eLTAXを利用した共通納税により納入することも可能です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

(5) 延滞金

- ア 納期限を過ぎた場合は、延滞金が特別徴収義務者にかかることがあります。
- イ 延滞金は納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、各年の平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に 年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)に年7.3%の割合を加算した割合で年14.6%を上限とする割合(納期限の翌日から1月を経過する日までは、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合で年7.3%の割合を上限とする割合とする。)で計算した金額となります。ただし、計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合、又は計算した金額に100円未満の端数がある場合その端数金額及びその全額が1,000円未満の延滞金は納入する必要はありません。

(6) 年度の途中で従業員が減る場合

- ア 従業員が退職・休職等により給与の支払を受けなくなり、市・県民税・森林環境税を特別徴収することができなくなった場合は、令和8年5月までの額を従業員自身で納めてもらうか、最後に支給する給与等から一括徴収していただきます。
- **イ** 異動があった場合、異動届を提出してください。様式はこの冊子の後半にあります。
- **ウ** 異動届の提出が遅れたり提出いただけない場合は、事業所の納入すべき額として残り、督促状が送られたり延滞金を請求される場合があります。 また、異動後の従業員自身が一度に多額の税を納めなければならなくなる場合もありますので**遅滞なく必ずご提出ください**。
- **エ** 異動届の記載方法は以下 (ア) ~ (ウ) のとおりです。(ケース別提出書類一覧表は 14、15 ページ)
 - (ア) 未徴収税額(令和8年5月までの月割額)を一括徴収する場合
 - a 令和7年中に退職する人から未徴収税額を一括徴収されたい旨の申出があった場合は、最後に支給する給与等から一括徴収をしてください。その際に提出いただく異動届の記載例は17ページです。
 - b 令和8年1月1日以降に退職する人については、一括徴収して納めることが義務づけられています。 この場合も同様に異動届を提出してください。記載例は17ページです。
 - (イ) <u>未徴収税額を従業員自身で納めてもらう場合</u> (特別徴収から普通徴収へ切り替える場合) 異動届を提出してください。記載例は18ページです。
 - (ウ) <u>転勤・転職により、引き続き特別徴収を希望する場合</u> 異動先の事業所を経由して異動届を提出してください。記載例は19ページです。
- 注1:(ア)~(ウ)について、税額通知書に名前が記載されている人で、<u>非課税の人に異動(退職・転勤等)があった場合も同様</u>に異動届の 提出をお願いします。
- 注2:令和7年中に市外へ住所を変更した人で、給与支払報告書を提出後、異動(退職・転勤等)があった場合は、<u>転出元(木更津市)と転出先</u> (給与支払報告書を提出した市区町村)の2つの市区町村に異動届の提出が必要です。

(7) 年度の途中で従業員が増える場合

入社等により、給与支払報告書提出後に特別徴収する従業員が増えた場合は、20ページにある記載例4を参考に「特別徴収切替届出(依頼)書」 (以下、**切替届**という)を提出してください。

※異動届・切替届のFax等での提出は個人情報漏えい危険防止のためご遠慮ください。

(8) 税額の変更

- ア 従業員個人の所得金額や控除額(医療費控除や扶養控除等)の変更により、年の途中で税額を変更する場合があります。変更後の税額通知書(納税義務者用)を送付しますので、税額に変更のあった人に渡してください。
- イ 前述の(6)~(7)や個人の税額変更により、事業所の特別 徴収する月割額に変更があった場合は、変更後の事業所全体の月 割額と変更該当者のみを記載した税額通知書(特別徴収義務者用) を送付します。(9ページ参照)以降は変更された月割額により納 入してください。
- ウ 月割額の変更があった場合は、最初に送付された納入書の納入 金額を手書きで訂正して納入してください。訂正の仕方は納入書 の表紙の裏面にあります。
- エ 木更津市では提出された異動届に基づいて手続きを行い、変更 通知書を発送いたしますが、変更手続きの処理日により変更通知 書の発送日が決まっています。

【金額の訂正:給与分の支払額を変更する場合】

千葉県市	民税•県民税•森林環境税	納入書(原符) 公			
市町村コード	口座番号	加入者名			
1 2 2 0 6 8	00150-9-960215	木更津市会計管理者			
	指 定 番 号	納入金額(1) 円			
令和○○年9月分	000XXXXXXX	199,500	①印刷された金額を 二重線で消す		
納入すべき金額が右の 入金額(1)の欄の金額。	上異 納 (一括徴収		※訂正印は不要		
なるときは、納入金額(欄を横線で抹消し、納	入金 入 所得分		②給与分と合計額に 変更後の納入金額を 記入します。		
額(2)の欄に記入してく	金 延滞金		LACLY.		
納期限 令和〇〇年10月	10日 額 督促 📗 📗				
	(2) 合計額	2 0 2 8 0 0			
(特別徴収義務者)					
住所又は 〒012-3456					
所在地 ○○県××市△△1-2-3					
^{氏名又は} 株式会社 C)×商事 総務部	様			

※納入書の表紙の裏面に、退職所得分を納入する場合の記載例を掲載しています。

(9) 特別徴収義務者(事業所)の所在地・名称等を変更する場合

- ア 「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。
- **イ** 所在地・方書・名称のフリガナ、担当者連絡先を忘れずに記入してください。
- ウ 木更津市での法人市民税・固定資産税の登録がある事業所は、各税目についても、変更がある旨の届出をお願いします。

(10) 給与支払報告書の提出

令和7年中に給与の支払があった場合は、**金額の多少にかかわらず**、給与支払報告書を従業員の**令和8年1月1日現在における住所地**の市区町村に提出してください。

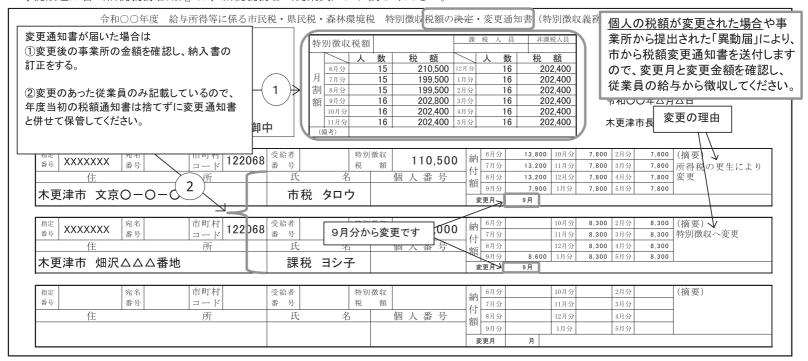
(11) 不服申立て

納税義務者(従業員)は、『給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定(又は変更)通知書』に記載された事項について 不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

特別徴収税額の変更通知

※8ページ、「(8)税額の変更」が生じた場合、市から事業所に送付します。

特別徴収税額を通知後に、税額が変更になった場合は**『特別徴収税額の変更通知書』**を送付しますので、**『変更後の月割額』**で徴収してください。 なお、その場合でも変更後の納入書は新たに送付しておりませんので、月割額を<u>手書きで訂正</u>して使用してください。(納入書の表紙の裏面記入例参照) 『税額通知書(納税義務者用)』は、納税義務者(従業員)にお渡しください。



5. 給与所得等に係る個人住民税(市・県民税)の賦課について

(1) 概要

- ア 当該年(令和7年)の1月1日に木更津市に住所がある人に課税されます。 1月2日以降に市外に転出した場合でも、当該年度中(令和7年6月分 ~令和8年5月分)は木更津市に納入してください。
- イ 当該年の<u>前年中</u>(令和6年中)の収入をもとに算出します。 ※給与所得に係る所得税と住民税の違いについて⇒右記参照
- ウ 給与所得に係る住民税は原則として特別徴収(給与からの天引き) の方法で納めてください。
 - 事業専従者・給与の支払が不定期等の理由で特別徴収できない場合は、 普通徴収(自分で納付)とすることができます。
- エ 住民税を課税されるすべての人が均等の額を負担する<u>「均等割」</u>と、 前年中の所得金額に応じて負担する「**所得割**」の2つで構成されています。

(2) 非課税となる人

※給与収入のみで、自身で扶養する者がいない場合の非課税基準等⇒右図1参照

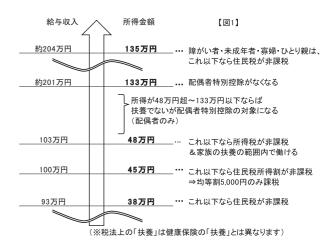
- ア 均等割も所得割もかからない人
 - (ア) 前年 12 月 31 日時点での障がい者・寡婦・ひとり親、又は平成 19 年 1 月 3 日以降 生まれの未成年者で、前年中の合計所得金額(※収入ではない)が 135 万円以下の人
 - (イ) 前年中の合計所得金額(※収入ではない)が市の条例で定める額以下の人 【木更津市の場合】

28 万円× (**扶養親族数**+1) +26 万 8 千円 (扶養する者がいない場合は一律 38万円)

- イ 所得割が課税されない人
 - (ア) 前年中の総所得金額等(※収入ではない)が次の金額以下の人 35万円×(**扶養親族数**+1)+42万円(扶養する者がいない場合は一律45万円)
 - (イ) 前年中の所得から所得控除額を差し引いた課税所得金額が0円以下になる人

平成 24 年度より、16 歳未満(平成 21 年 1 月 2 日以降生まれ)の人は住民税の扶養控除の対象外となりました。 しかし、住民税非課税基準を算出する際の扶養親族数(上記_線部)には含まれるため、16 歳未満の扶養親族についても、 必ず給与支払報告書の「16 歳未満扶養親族」の欄に人数を記入してください。

《所得税の源泉徴収》 所得に対して国が課税する。 現年の収入に基づき、事業所が税額を 計算し、徴収・納税する。 《住民税の特別徴収》 所得に対して市と県が課税する。 前年の収入に基づき、市が税額を 計算し、事業所が徴収・納入する。



【所得割額の算出の流れ】

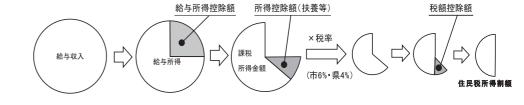
(3) 算出方法

ア 均等割・・・市 3.000 円・県 1.000 円 森林環境税 (国税) 1.000 円

イ 所得割

(ア) 算出の流れ・・・右図のとおりです。(所得の算出は12ページ下図参照)

- (イ) 税率・・・市6%・県4%
- (ウ) 所得控除



<u>維損控除・医療費控除</u>・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除 動労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除があります。

(エ) 税額控除

調整控除(市が計算)・外国税額控除・配当控除(※a)・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除(※b)・配当割額控除・ 株式等譲渡所得割額控除があります。

- ※(ウ)中、線の控除は所得税の控除額と異なります。(12ページ下図参照)
- ※(ウ)、(エ)中、各種控除のうち線の控除は年末調整では算入できませんので、従業員個人での確定申告をお願いします。
 - a 配当控除

	_	課税所得金額			1,000	円以下の部分	1,000万円超の部分				
種	類			_		市民税		県民税	市民	税	県民税
利	益	Ø	西己	当	等	1.6%		1.2%		0.8%	0.6%
外貨	建等.	以外の)証券	殳資信	言託	0.8%		0.6%		0.4%	0.3%
2	外貨建	等証	券投資	信託		0.4%		0.3%		0.2%	0. 15%

b 寄附金税額控除

次の①と②の合計額

※控除対象寄附金

- 1.都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2.千葉県共同募金会又は日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金
- 3.所得税法等に規定される寄附金控除のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として千葉県又は木更津市の条例で定めるもの
- 4.特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として千葉県又は木更津市の条例で定めるもの

②特例控除 ※所得割の20%を上限

{都道府県、市町村又は特別区への寄附金(総所得金額等の 30%が限度)-2,000 円}×(90%-所得税の限界税率×1.021)×(市民税 3/5、県民税 2/5)

課税標準額から人的控除差調整額を控除した金額	所得税の税率
1 千円以上 1 9 5 万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超えのカラの万円以下	23%
900万円を超え 1,800万円以下	33%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額がない場合)	0%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額がある場合)	地方税法に定める割合

●○●個人住民税額は、事業所から提出された給与支払報告書等をもとに、市が算出します。●○●

絵与収入⇒絵与所得の凍質表

(会和7年度,会和6年分)

WH 1 47 / WH 1 11 14 47	AE 71 24	(1441年度,1440年7//
給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1 ~ 550,999		0
551,000 ~ 1,618,999		収入金額-550,000
1,619,000 ~ 1,619,999		1, 069, 000
1,620,000 ~ 1,621,999		1, 070, 000
1,622,000 ~ 1,623,999		1, 072, 000
1,624,000 ~ 1,627,999		1,074,000
1,628,000 ~ 1,799,999	[4] で割って千	$A \times 2.4 + 100,000$
1,800,000 ~ 3,599,999	円未満の端数を 切り捨て	A×2.8- 80,000
3,600,000 ~ 6,599,999	(算出金額:A)	A×3.2-440,000
6,600,000 ~ 8,499,999		収入金額×0.9-1,100,000
8, 500, 000 ~		収入金額-1,950,000

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅 借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年 分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額 (97,500 円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和5年までであって、特定取得又は特 □ 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係

- る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係 る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったもの として計算した金額)
- ② 前年分の所得税の額 (住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

	保険料 徐等	支払	公金額
		支払金額	控除額
生	新 12	, 000円以下のとき	全額
	±22 12	, 000円超32, 000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
命	^ 32	, 000円超56, 000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
100		i, 000円超のとき	28,000円
保		,000円以下のとき	全額
険	322	, 000円超40, 000円以下のとき	
陜	40	, 000円超70, 000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
料		, 000円超のとき	35,000円
14		生命保険料、介護医療保険料	
控		それぞれ上の算式により計算 00円)	した控除観り合計観(限度観
除	約の	生命保険料又は個人年金保険 双方について控除の適用を受 れ上の算式により計算した控	ける場合、新契約と旧契約そ
地		支払金額	控除額
	保山	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
震	険震	50,000円以下のとき 50,000円超のとき	
保	科***	50,000円超のとき	25,000円
険		5,000円以下のとき	全額
	長期契	5,000円超15,000円以下 のとき	支払金額の1/2+2,500円
料		and the same time and the same	10,000円
料控	約	15,000円超のとき	10,000円

納税者本人の 所得金額			900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		
配作	男者	一般	3;	3万円		2 2 7	7円		11万円
控	除	老人	3.8	8万円		267	ī円		13万円
- mark-ray	所往	导金額				控除	額		
配		5円超 円以下	3 :	3万円		2 2 7	ブ円		11万円
偶		5円超 5円以下	3 :	3万円		2 2 7	ブ円		1 1 万円
者	1057	万円超 5円以下	3	1万円		2 1 7	i 円		1 1 万円
特	1107	万円超 5円以下	2 (6万円		187	戸		9万円
	1157	万円超 5円以下	2	1万円		1 4 7	7円		7万円
別		万円超 7円以下	1 (6万円		1 1 7	戸		6万円
控		万円超 7円以下	1	11万円		8万円			4万円
除		万円超 7円以下	6	万円		4万円		2万円	
15/2		万円超 7円以下	3	3万円		2万円		1万円	
障		者 控障害者)	除	26万 30万		扶	一角	rı. X	33万円
(同居特別障害者)			ž)	53万		養	老力		38万円
(E 47	実 婦			26万	-	控	特別	È	45万円
動	どり労労	456 J.L.		30万	_	除	同老親	居	45万円

١				400万円	以下		43万円			
-	基礎控除		本人の 2,	400万円		29万円				
4	135 191	121110		450万円	超2,500	万円以下		15万円		
┨	◎税額	控除(調	整控除)							
4	4.1.404		A							
١	か か か か る 額	首本人の	合計所得金	≥額が2, 8	500万円	以下の場合	、ト記の区	.分に応じ		
٦		並所得金	額が200万	шикσ	老					
┙						(道府県民和	22%、市局	町村民税		
١			する金額							
┨						適用がある	5場合におり	ハては、		
١			欄に掲げる 所得金額	金額を	分昇 した	金額				
٦			初が200万	円紹の者						
┙						(5万円を1	「回る場合」	ま5万		
١						(税3%) に				
┨						適用がある	5場合におり	ハては、		
١			欄に掲げる			:金額 除した金額				
٦	(4)	二百丁 前来 传	別行金配領ル	162007	円を控	休した金額				
4	控除の種類 金額 控除の種類 金額									
4	基礎控除 5.7		5万円	納税者本人の 所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以 下		
١	make order order	普通	1万円	配偶者	一般	5万円	4万円	2万円		
1	障害者 控 除	特別	10万円	控除	老人	10万円	6万円	3万円		

父

母

1万円

5万円

43万円 29万円 15万円

4万円

2万円

老人

同居老親等 13万円

5万円

3万円

55万円未満

扶 養

控除 特定

一般

2万円

1万円

10万円

6. 納入できる金融機関(指定金融機関等)

(1)納入場所

ア 次に掲げる金融機関の各本支店 千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、 館山信用金庫、君津信用組合、中央労働金庫、木更津 市農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会本店

イ ゆうちょ銀行、郵便局 千葉県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 神奈川県、山梨県の各ゆうちょ銀行、郵便局(納期 限内に限る)

- ウ 木更津市役所朝日庁舎
- ※ 近くに上記の金融機関がなく、ゆうちょ銀行(又は郵便局)に納入するときは、右の「指定通知書」に店名(又は局名)を記載して、そのゆうちょ銀行(又は郵便局)に1回目を納入する際に納入書とともに提出することで納入することが可能となります。

(2)延滞金

納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、各年の平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)に年7.3%の割合を加算した割合で年14.6%を上限とする割合(納期限の翌日から1月を経過する日までは、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合で年7.3%の割合を上限とする割合とする。)で計算した金額となります。

ただし、計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合、 又は計算した金額に100円未満の端数がある場合その端数 金額及びその全額が1,000円未満の延滞金は納入する必要 がありません。

指定通知書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

切

IJ

取り線

店長 様

郵便局長 様

千葉県木更津市



貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、 当市の市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局に指定したので通 知します。

記

認可又は承認番号 貯業2第1024号

口座番号 00150-9-960215

木更津市会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター

■□□■ ケース別提出書類一覧表 ■□□■

	No.	ケース	事務処理・提出書類							
	1	退職して、未徴収税額(令和8年5月までの分)を 普通徴収(従業員自身で納付)へ切り替える	異動届を提出してください。 ※1月以降に退職する場合は一括徴収が義務付けられていますので、ご協力ください。							
		退職して、未徴収税額を一括徴収する	未徴収税額を最後に支払う給与等から一括徴収し、異動届を提出してください。							
			◎残税額の一括徴収にご協力ください							
			退職等の年月日 残税額の徴収方法							
	2		令和7年6月1日~ 令和7年12月31日 普通徴収 >本人の選択							
	2		令和8年1月1日~ 一括徴収(本人の申し出不要) 令和8年4月30日 ※一括徴収が義務付けられています。							
退職			※納入にあたり、納入書の納入額を訂正する必要があります。訂正方法は納入書の表紙の 裏面をご覧下さい。(一括徴収した税額を納入する月に納入額を増額し、以降の納入額は 減額になります。)							
休職	3	令和8年1月1日以降に退職する	普通徴収への変更はできません。一括徴収の異動届を提出してください。							
死亡等	4	外国人が帰国する	できるだけ一括徴収してください。やむをえず普通徴収に変更する場合、本人の代わりに税額通知書を受け取り納税する「納税管理人」(※a)を指定するよう本人に伝えてください。また、1月1日以降に帰国する場合は、来年度の住民税が木更津市で課税されるため、一括徴収した場合でも「納税管理人」の指定が必要になります。							
_	5	死亡した	未徴収税額を相続人に納めていただきます。(※b) 1と同様の手続きをし、税額通知書を受け取る「相続人代表者」(※a)をご遺族に指定していただきます。							
_	6	長期休職する(育児休業等)	退職と同じ扱いです。1又は2と同様に手続きをしてください。							
	7	給与支払報告書提出後、退職予定日を書いた人が退 職した	来年度は普通徴収となりますが、本年度の特別徴収に異動があるので、3(一括徴収)の処理を し、異動届を提出してください。 ※4月1日までに退職等した場合は、4月15日までに異動届を提出してください。							
	8	令和7年中に住所変更(木更津市外へ転出)のあった 人が給与支払報告書作成後に退職した	来年度は住所変更後の市区町村で課税されます。本年度分の異動届を木更津市に、来年度分の 異動届を転出先の市区町村に提出してください。							
		次ペーシ	うへ続く▽							

■□□■ ケース別提出書類一覧表 ■□□■

	No.	ケース	事務処理・提出書類
転	9	他の事業所へ転勤(転職)して、特別徴収を継続する	異動届の上段に記入し、従業員本人に渡すか転勤・転職先の事業所へ回送してください。
勤転	10	他の事業所から転勤(転職)してきて、特別徴収を継続する	従業員本人または転勤・転職元から受け取った異動届の下段に記入し、提出してください。
職	11	令和7年中に住所変更(木更津市外へ転出)のあった 人が給与支払報告書作成後に転勤(転職)した	来年度は住所変更後の市区町村で課税されます。本年度分の異動届を木更津市に、来年度分の 異動届を転出先の市区町村に提出してください。
就職	12	就職した人を普通徴収から特別徴収に切り替える	切替届を提出してください。 ※納期限を過ぎたものは切替できません。
	13	事業所の名称・住所・連絡先等が変わる	「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。
事業	14	事業所を合併する(吸収する側、指定番号を継続して使用するが社名は変える)	「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。 指定番号(※c)が変わらないため、継続する事業所に所属する従業員についての異動届は不要 です。
所の異	15	事業所が合併する(吸収される側)	①「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。 ②従業員は使用を続ける指定番号への転勤となるので、9と同様の手続きです。
動	16	事業所を解散する	退職と同じ扱いです。1又は2と同様に手続きをしてください。また、税額変更通知書を送付しますので、事業所閉鎖の場合は送付先も明記してください。
	17	事業所の代表者を変更した	法人の場合は届出は不要です。個人事業主の場合は13と同様の手続きです。

- ※a 納税管理人・相続人代表者の指定様式は木更津市ホームページに掲載しています。「木更津市 申請書ダウンロード」で検索できます。
- ※b 令和7年度の市・県民税は令和6年中の所得に対して課税されます。<u>令和7年1月2日以降に亡くなられた方も納税の義務は残ります</u>のでご了承ください。
- ※c 指定番号とは木更津市が各事業所ごとに付番する数字です。「0008△△△△△」または「0009△△△△△△」(ゼロを含む10桁)

異動届は提出義務があります

給与所得者に給与を支払う者が、当該給与所得者に給与の支払を行わないこととなった場合においては、その支払わないこととなった日の属する月の翌月10日(支払を行わないこととなった日が4月2日から5月31日までの間である場合は、特別徴収税額が通知された月の翌月10日)までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」により、給与の支払を受けなくなった者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち、既に徴収した月割額の合算額、その他必要事項を記入し、届け出なければならない(地方税法第321条の5第3項、施行規則第9条の24)

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額整理表

月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日													
		月				割					額		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	年税額
当 初 (通知された税額)													
変 更 事 由 (税額変更通知日)													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
計 (納入する税額)													
納期限	令和7年 7月10日	8月12日	9月10日	10月10日	11月10日	12月10日	令和8年 1月13日	2月10日	3月10日	4月10日	5月11日	6月10日	

[◎] この表は貴所において、異動整理にご利用ください。

% ∆ E	= ± +1 :	#2 生								1. 現年』	度 2. 新年度	3. 両年度
給 <i>与</i> 特	更支 払うり ファイン ファイン ファイン ファイン マイン ファイン ファイン ファイン マイス アイ・スティン マイス マイン	収		与所得者異動		一括徴』	又記載例)	※市処理欄			
		○ 美動か	1	速やかに提出してくだ	≥V '₀							
		給	(住所(居	·所) 生地 OO県××市	ī∆∆1−2−3				特別徴収義務 指 定 番		000XXXXXXX	※市町村ごと に異なります
		与支	徴 フリガ 収	ナ カブシキガイシ	ャ マルバツショ	リウジ			-	課・信	系 人事課人事労務係	1
	月 🛆 🗕 日提	出出者	義 氏名又は		社 〇×商	事			連絡先の氏名 所属課、係名	及び _{氏夕}		
木更津市	長様		一個人番 フは法人		1 1 1	1 1	1 1 1	1 1	に電話番号		000-000-0000	
受給者番号(整理番号)	お 与フリガナ	· 所得	者		(ア) 特別徴収税額	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	風動在日日		電話	(内線 123	\
, 文和自留方(登/建留方)	7 9 10 1	AA+ 1	Γ Π· <i>)</i>		(年税額)	1玖収/月禎	不敗収忧領 (ア)-(イ)	共動十万口			異動後の未徴に) lv
123456	氏 名	鈴木 一	郎	[旧姓	H ₁	6 月から	9 月から		異動の事	B L	税額の徴し	
生年月日	昭和	平成	50 年	1 月 1 日		8 月まで	5 月まで	×ו8•31	退職動	$\stackrel{1}{\bigcirc}$	特別徴収継続 一括徴収	
個人番号 2	2 2 2	2 2	2 2 2	2 2 2 2	140,000	円	円		3.合併 4.休 職		(1月以降は必須)	1
1 月 1 日 現在の住所	木更津市△△3	3-2-1				35,600	104,400		5. 長期欠勤 6. 死 亡		9 月分で納入 ₂ 0月10日納期分)	
給与の支払を受け なくなった後の住所									7. 会社解散 8. 住面動		普通徴収 -括徴収できない理由)
◎給与の支払を受けなくな	シーを然の日生的	超 / 土 / 地 / 口	形如)ナ、北海	四十2日人は 次の棚	フェル ショ 卦1 アノださ	21.5	一括で機	数収した税	額を納入する月	Α,	THE RECEIVED	
	マ の 理		佐領 を一指 坂	徴収予定	(一も引) サン (/ / / /)			l降の退職 ≤なります。	の場合は、原則	HX.		は、
 異動が令和 ×× 年 		31 日	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合(上記(ウ)と同名	11.42		続柄		の事業所で例: 乙欄道	で特別徴収 新田孝)	
までで、申出があった (8 月 25 日		ŀ	9 • 20	104.400	(上記(ソ)と四番	円			9 (並の) 給	与が少なく	、税額が引けない	
	手 1月 	1 月	9 - 20	104,400		住所			(,		の給与支給額が93万円 バスウザ]以下)
以後で、特別徴収の継	*続の布望かな	V 17C 80	•	1 1	104,40	0				与の支払だ例:給与の	トイル アルス アンス・マンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス ア	
			•		7	電話				業専従者 給与支払者	者が個人事業主の場合 <i>の</i>)み対象)
◎転勤(転職)等による特別	別徴収届出書		0 H ± 753		7.主無収税頼む	0845-	- 任! ア紬	\				
新 しい勤務先の特別 (※ 新規事業所の			入する場合		ノ不政化化設と	, and c	THE CHAI		新	い勤務先	では	
新しい勤務先の住所	T	7.07	1	徴収税額(年税額)	,					割額	円を	
(居所) 又は所在地 フ リ ガ ナ			(イ)徴収》 (ウ)未徴!		35, 600円(6 104, 400円(9					月分	から徴収し、納入し	ます。
氏名又は名称			1	_	↑					給者番号	-	
法人番号				_	-括徴収税額(約	入額と同額	1))	(新	納入記	書の要否 要 選択してください) 要	不要
【提出先】〒292-850	1 木更津市	朝日三丁	10番19号ラ	木更津市役所朝日庁	舎 財務部市		,		2 (77)			

- 17 -

公上士 +1 - 担 / 生		1. 4	見 年 度 2. 新 年 度 3. 両 年 度
給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届		※市処理欄	
◎異動があった場合は、速やかに提出してください。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0		
((E所(居所) (特別徴収義務者 指 定 番 号	000XXXXXXX ※市町村ごと に異なります
与 質 フリガナ カブシキガイシャ 支 収	マルバツショウジ		課·係 人事課人事労務係
	〇×商事	連絡先の氏名及び 所属課、係名並び	正夕 性微 花之
木 更 津 市長 様 1 個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	に電話番号	
	(ア) (イ) (ウ) 別徴収税額 徴収済額 未徴収税額 異動年月日		電話 000-000-0000 (内線 123)
123456 氏 名 鈴木一郎 (旧姓	(年税額) (ア)ー(イ) 円 6 月から 9 月から	異動の事由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収
生年月日 昭和 平成 50 年 1 月 1 日	8 月まで 5 月まで	① 退 職 勤	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	140,000 円 円	3.合併 4.休職	(1月以降は必須)
1月1日 現在の住所 木更津市△△3−2−1	35,600 104,400	5. 長期欠勤 -6. 死 亡	月分で納入
給与の支払を受け なくなった後の住所	\wedge	7. 会社解散 8. 住所誤報	③ 普通徴収 一括徴収できない理由
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に	載してください。	9. その他 (特別徴収不可)	退職時給与が税額に満たないため。
一括 徴 収 の 理 由	担徳人の氏夕笠		「徴収不可)」を選択された場合は、 由を必ず選択してください。
■ ±~~~ nuxx - t t t	「得者の徴収方法を、9月から普通徴収に	1 (並B) 他の事	業所で特別徴収 乙欄適用者)
(月 日申出) 9 2 (ア)特別徴収税額(年移	总額) 140,000円(6月から翌年5月分)		少なく税額が引けない 年間の給与支給額が93万円以下)
以後で、特別徴収の継続の希望がないため	<u> 10年, 400円</u> (8万から至十0万万)		支払が不定期 給与の支払が毎月でない)
·	个 普通徵収税額	4 (普E) 事業専 (給与	従者 支払者が個人事業主の場合のみ対象)
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書			
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	課・係	新しい値	勤務先では
新しい勤務先の住所	連絡先の 氏名及び		額 円を
フリガナ	所属課、 氏名 係名並び 氏名		月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称	に電話番	受給者	音番号
法人番号	電話(内線)	(新規の場	納入書の要否 場合のみ選択してください) 要・ 不要
【提出先】〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号木更津市役所朝日庁舎	財務部市民税課		

4 A	E ± +1 :	#C #									1. ₹	見年度	2. 新 年 度	3. 両年度
給 特	与 支 払 ¹ 別 徴	収		与所得者異動 速やかに提出してくだ。		特別	徴	又記載例)	※市処理	欄			
		給	(住所(居)(大)(大)<	所) 〒 012-3456 E地 〇〇県××市	ī∆∆1−2−3	コウジ				特別徴収指 定			000XXXXXXX	※市町村ごと に異なります
令和 ×× 年 OO	月 🛆 日提		収義氏名又は		社 O×i					連絡先の		課·係 氏名	人事課人事労務係 特徴 花子	
木 更 津 i	市長 様 <u>給 与</u> フリガナ	- 所 得 スズキ イヲ	者 個人番 又は法人 者		1 1 1 (ア) 特別徴収税額	1 (イ 徴収	')	1 1 1 (ウ) 未徴収税額	1 1	所属課、		電話	000-000-0000 (内線 123)
交給有番号(整理番号) 123456	氏 名	カスキ イチ 鈴木 一!		[旧姓	特別領収税額 (年税額) 円	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	角観月から	木徴収税額 (ア)ー(イ) 9 _{月から}	来數平月	異動の			異動後の未徴り 税 額 の 徴 り	
生年月日個人番号	昭和	平成	50 年	1 月 1 日	140,000	8	月まで円	<u>5</u> 月まで 円	×ו8•31	2. 転 3. 合 4. 休	職勤併職	/ 2	特別徴収継続 一括徴収 L 月以降は必須)	
1月1日 現在の住所 給与の支払を受け なくなった後の住	木更津市△△3	3-2-1				35,6	000	104,400		3. 長期 8月末で退 から新しい:	⁄ <u>/</u> 職する給		月分で納入 者が、9月分 する場合。)
◎給与の支払す なく 転勤等により異動			兇額)を一括徴収	双する場合は、次の欄 徴収予定	にも記載してくだ	さい。		相続人の氏々	1	(1977) - ※「9. その	の他(特別	徴収不	可)」を選択された場合は ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>」</u> は、
続き特別徴収を行 番号」は、前勤務外	う場合には、「個	ᇇ	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合 (上記(ウ)と同		氏名		続柄	1 (普B)	他の事 (例:	業所で特 乙欄適	寺別徴収 用者)	
2. _{共動か节和} 以後で、特別徴収の	中 I 月 継続の希望がなり	いため	9 • 20	104,400 ^円	104.4	00	住所			2 (普C)	(例:	年間の紀 支払が		以下)
				円				しい会社で その月割額			月(9月)	ŕ	支払が毎月でない) が個人事業主の場合の	み対象)
◎転勤(転職)等による特	寺別徴収届出書						_							
新 しい勤務先の物 (※ 新規事業所	特別徴収義務者打 の場合は記入不要で		000△△	ΔΔΔΔΔ		課·係	市 黎	課社員係			新しい猫	動務先で	は	
新しい勤務先の住所	〒 654−3210		•		連絡先の 氏名及び	W 175	がいりか	14.14.14			<u>月割</u>	額	11,600 円を	
(居所)又は所在地	〇〇県××市ム				所属課、	氏名	特徴	准			9	月分泊	から徴収し、納入し	ます。
フリガナ	マルバツフドウサン 〇×不動産 株		(シャ		係名並び に電話番	*V-H	19 153	=			受給者			
法人番号			TANK COL	T VI	号	電話	(内	·111-1111 線 222)			糸	内入書	の要否 _{kklt(t(tith(tith(tith(tith(tith(tith(tith(})・ 不要
【提出先】 〒292─85	01 木更津市	朝日三丁	日10番19号木	に更津市役所朝日庁	舎 財務部市	氏税課	2							

特別徴収切替届出(依頼)書 ※市使用欄 012 - 3456※市町村ごと 令和 所在地 $000 \times \times \times \times \times \times \times$ に異なります 特別徵収義務者 記 (住所) $\bigcirc\bigcirc$ 県××市 \land ∧1-2-3 指定番号 載 新規の場合、納入書((要) ××年〇〇月△△日 • 不要) フリガナ カフ゛シキカ゛イシャ マルハ゛ツショウシ゛ 例 支収 人事課人事労務係 提出 払 4 株式会社 〇×商事 担当者 (氏名) 氏名 特徴 花子 連絡先 (宛先) 木更津市長 様 就 電話 000 - 000000 法人番号 職 フリガナ スズキ イチロウ 姓 旧 期別を○で囲んでください。 等 (2)・3・4 〕期 以降を切替希望 普通徴収 鈴木 一郎 氏 名 切替期別 ※ 普通徴収の納期限を過ぎて提出されたものは、特別 徴収への切替ができません。 生年月日 平成 50 年 1 月 1 \Box 与 特別徴収 9 月分(10 月 10 日納期分)から ₹ 292-00×× 開始予定月 特別徴収を開始します。 1月1日現在 の住所 千葉県木更津市△△3-2-1 別 1)入社 届出理由 2. その他(徴 例: 8月1日入社で、9月から特別徴収を開始したい場合、普通徴収 必要な場合のみ記入してください。 の第2期の納期限までに提出することで普通徴収の第2~4期分 割 額 収 現在の住所 9月10日までに通知書が必要 を特別徴収に切り替えることができます。 の 連 絡 に ※普通徴収の第1期は納期(6月末日)を過ぎているため特別徴収 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。 に切り替えることはできませんので、個人で納付するようお伝えください。 切 受給者番号 ※市処理欄 税額変更通知書は、毎月15日前後に発送(市によって 1) 【添付書類】 通知書 有∙無 異なります。)しますので、それでは天引きが間に合わな 替 1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納 い場合のみ記入してください。 1 2 3 4 ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。 税額連絡 済・必要なし TEL 【 注意事項 】 月分 円 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。 月分~ 円

※ 郵送で提出の際は、普通徴収の納期限までに市へ必着でお願いします。

特別徴収への切り替えは、2ヶ月程度余裕を持って行ってください(市町村ごとに発送期日が異なるため)。

- 2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。市のホームページにも掲載しております。 ※木更津市へ提出の場合はA4、B5どちらのサイズでもかまいません。他市へ提出の場合はA4サイズを使用してください。

合

【提出先】〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。 新勤務先では最下段の事項を記載し、「月一目現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。 に、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先に送付限います。

給 与 支 払 報 告 に係る給与所得者異動届出書

特	別	徃				係 る 給 ・ た場合は、i							ドして、: ※木更	ません。作	ざい。 出の場合	計はA4、B5ど	ちらのサイズで :A4サイズを使	※市処理	1欄			
				給	(特別	住所(居) 又は所在	地	Ŧ										特別徴収指 定				※市町村ごと に異なります
令和 年	月	日:	提出	与支払*	徴収義終	フリガ 氏名又は												連絡先の	丘夕 13.7 8	課·係		
木 更 津	市長 様			者	務者)	個人番・ 又は法人										(.b)		理 ・ 所属課、 に電話番	係名並び	氏名		
受給者番号(整理番号)	フリン	ガナ	与 所	一 得	者					- 朱	(ア) 寺別徴収 (年税額	須)		イ) 又済額	未得	(ウ) 数収税額)ー(イ)	異動年月日		- +e .1.	電話	(内線 異動後の未徴り	
生年月日個人番号	氏	昭和	平成			年	[1	月	F	<u>)</u> '		円		月から 月まで 円	į.	月から 月まで 円		異動 <i>0</i> 1. 退 2. 転 3.	職勤併	2.	税額の徴↓ 特別徴収継続 一括徴収 1月以降は必須)	
1月1日 現在の住所 給与の支払を受け なくなった後の住所														·				4.休 5.長期 6.死 7.会社 8.住所	亡 解散 誤報		月分で納入 月 日納期分) 普通徴収 活徴収できない理由)
◎給与の支払を受けな	くなった後	後の月1	割額(未	微収	税額)を一括徴4	又する場	場合は、	、次の村	闌にも	も記載し	てくださ	さい。					1	如不可)		→/ . ♣ \all	
一括微	収の	理	由				:	徴収	予 总						相約	売人の氏症	名等				可)」を選択された場合 「選択してください。	エ、
1. 異動が令和 までで、申出があっ	ったため	12 月	31	F	徴 月	な収予定 日	徤	如子気	定額		徴収予第		額)	氏名			続柄	1 (普B)	他の事		特別徴収 用者)	
(月 2. 異動が令和	日申出) 年	1 月	1	日		•				H			円	住所				2 (普C)			税額が引けない 給与支給額が93万円	以下)
以後で、特別徴収の)継続のネ	希望が;	ないた	め		•				円				12.//				3 (普D)	給与の (例:約		不定期 支払が毎月でない)	
										円				電話				4 (普E)	事業専行 (給与)		が個人事業主の場合の	み対象)

2. 新年度

3. 両年度

1. 現年度

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

Ġ	新しい勤務先の (※ 新規事業所	特別徴収義務者指定番号 所の場合は配入不要です。)		課·係		新しい勤務先で	:it		
ė t	新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		連絡先の 氏名及び	HAK IAN		月割額	円	<u>を</u> _	
A E	フリガナ		所属課、 係名並び	氏名		月分	から徴収し、納	入します。	,
0	氏名又は名称		に電話番 号			受給者番号			
	法 人 番 号		ľ	電話	(内線	納入書	の要否 _{駅してください)}	要 •	不要

		意		
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。	新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。	また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。	ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。	2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付藤います。

& ⊢ +	+1 +12 #-										1. 現年度	2. 新年度	3. 両 年 度
給 与 支 特 別	徴収	に係る給よがあった場合は、通				※木更津	市へ提出の きせん。他計	市ホームページが へ。 り場合はA4、B5と i 〜提出の場合は	'ちらのサイズで	※市処理欄			
	給	(住所(居所) 特 又は所在 別	斤) 〒 地		<u> </u>					特別徴収義系指 定 番			※市町村ご に異なりま
Δ÷η 4π Π	与 支		ナ								課・係		
令和 年 月	日提出 人 払 者	義 氏名又は名	5称							連絡先の氏名	及び日々		
木 更 津 市長 様		但人番号 型は法人者								所属課、係名 に電話番号	亚()		
	給 与 所 得	2 11 12 17 17	37		(ア)	(1		(ウ)		†	電話		
受給者番号(整理番号) フリガ	ナ				特別徴収税額 (年税額)	徴収		未徴収税額 (ア)ー(イ)	異動年月日			(内線) + allert=
氏	名		旧姓)	円.		月から	月から		異動の事		異動後の 税 額 の	
生年月日	召和・平成	年	月	日			月まで	月まで		1.退職2.転勤		特別徴収継続 一括徴収	
個人番号							円	F.		3.合併 4.休 職		1月以降は必須))
1月1日 現在の住所	I				-					5. 長期欠勤		月分で約	h 入 】
給与の支払を受け										6. 死 亡7. 会社解散		月 日納期分) 普通徴収	
なくなった後の住所									,	8. 住所誤報9. その他	1 1	括徴収できない理目	由
◎給与の支払を受けなくなった後の	月割額(未徴収	又税額)を一括徴収	くする場合は	、次の欄	にも記載してくだ	さい。				(特別徴収7	可)		III. A
一 括 徴 収 の	理 由		徴収	子 定				相続人の氏	名等			「可)」を選択された。 が選択してください。	
1. 異動が令和 年 12 までで、申出があったため	月 31 日	徴収予定 月 日	徴収予	定額	徴収予定額台 (上記(ウ)と同		氏名		続柄		の事業所で 例:乙欄適		
(月月日申出)				円		円						税額が引けない 給与支給額が93	五田四玉)
2. 異動が令和 年 1 以後で、特別徴収の継続の希望				H			住所			4/2	与の支払が		710017
												支払が毎月でない	v)
		•		H			電話				業専従者 給与支払者	が個人事業主の場	合のみ対象)
◎転勤(転職)等による特別徴収届	出書												
新 しい勤務先の特別徴収義 (※ 新規事業所の場合は記入						課·係				新	しい勤務先	ごは	<u> </u>
新しい勤務先の住所					連絡先の 氏名及び	PAK IAN	<u> </u>		_		割額	円	<u>を</u>
(居所) 又は所在地 フリガナ					所属課、 係名並び	氏名					月分	から徴収し、納ん	入します。
氏名又は名称					に電話番				_	受	給者番号		
法人番号					号	電話	(内線	})			納入書	の要否 選択してください)	要 • 不要

		特別徴	拟切	 	3(17	区夥	(月)	<u> </u>								※市使用欄		
令和	I		所在地 (住 所)		_									特別徴収	義務者			※市町村ごと に異なります
	年月		フリガナ											指定		新規の場合、納	入書(要	・不要)
		提出 支収	名 称												係			
(宏	提出 支 収 名 称 (氏 名) (宛先) 木更津市長 様													担当者連絡先	氏名			
(76.	(死元) 不更得印长 禄														電話		_	
	フリガナ							旧	姓				期別	を○で囲ん	でくださ	¿/ /°		
氏 名									鱼 徴 収 序 期 別	j * 2		の納期	限を過ぎて提出	以降を5 出されたもの				
給	生年月日	昭和 •	平成		年		月		月	П.			1	徴収への	切替が	べきません。		
5							┨		」徴 収 予定月		月分	۲ (月	日納期分) 特別徴収を				
所 1月1日現在 の 住 所 者								届出	3 理 由	1. 入	(社 2	2. その	他()			
〒 ― ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してくだる							てください	/ \ ₀	В	生		な場合のみ	記入し	てください。				
現在の住所									月りの	割 連 終			月 ※ 通知	日 までいまが間に合わない	に通知書が 場合のみ電話			
ñ	 受給者番号																	· _

【添付書類】

1. <u>普通徴収の納付書</u> (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。) ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。 ※ 郵送で提出の際は、普通徴収の納期限までに市へ必着でお願いします。 特別徴収への切り替えは、2ヶ月程度余裕を持って行ってください(市町村ごとに発送期日が異なるため)。
- 2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。市のホームページにも掲載しております。 ※木更津市へ提出の場合はA4、B5どちらのサイズでもかまいません。他市へ提出の場合はA4サイズを使用してください。

【提出先】〒292—8501 木更津市朝日三丁目10番19号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

※市久	0.理欄
通知書	有∙無
1 • 2	3 • 4
税額連絡	済・必要なし
/	TEL
月分	円
月分~	円

		待別 倒	似切	かっこう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	片(1:	衣 粮	₹) ॄ	亅										※市使用欄			
令和			所在地 (住 所)		_										朱		義務者				※市町村ごと に異なります
	年月	日 給 特別	フリガナ												‡	旨定	番号	新規の場合、	納入書	(要	・ 不要)
		提出 支 払 対 数 収 義	名 称														係				
(宛	先) 木更津市县	者務	(氏名)												1. 注	旦当者 車絡先	氏名				
()6.	/山/ /小文件市。	\sim	法人番号														電話				
	フリガナ								旧	姓				其	閉別を○	で囲ん	でくださ	¿/ /°			
	氏 名											普通切替		111	· ※ 普证	通徴収の	の納期]限を過ぎて排	-		替希望 は、特別
給	生年月日	昭和 •	平成		年		J	—— 月		日	↴				徴巾	又への	切替が	できません。			
給与所得者	1月1日現在	 	1794									特別開始				月分	٠ (月		期分) カ 徴収を	ゝら 見始します。
付 者	の住所											届出	1理日	a 1.	. 入社	2	. その	他()
		〒 ― ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してくた					ください	\ \bar{\chi}	П.	dad <i>d</i> a		必要な場	書合のみ	記入し	てください。						
	現在の住所											月 fi の j	割額				月 ※ 通知	日 ま 書が間に合われ		知書が』 のみ電話	
ñ	受給者番号																				

【添付書類】

1. <u>普通徴収の納付書</u> (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。) ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

4.4. D. (May 1 - 4 + 4 - 7 - 1 + 7 / 1.4. 4.7.) =

【注意事項】

- 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。 ※ 郵送で提出の際は、普通徴収の納期限までに市へ必着でお願いします。 特別徴収への切り替えは、2ヶ月程度余裕を持って行ってください(市町村ごとに発送期日が異なるため)。
- 2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。市のホームページにも掲載しております。 ※木更津市へ提出の場合はA4、B5どちらのサイズでもかまいません。他市へ提出の場合はA4サイズを使用してください。

【提出先】〒292—8501 木更津市朝日三丁目10番19号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

※市久	0.理欄
通知書	有∙無
1 • 2	3 • 4
税額連絡	済・必要なし
/	TEL
月分	円
月分~	円

特別	徴収義務者の所在地・名称変更届出書		市町村使用欄			
令和		別徵収義系 司 定 番				※市町村ごと に異なります
年	月日 給 特 -		係			
		担当者 上	氏名			
(宛先) 木更	津市長 様 と 法人番号	信	 直 話			
	ため、必ずフリガナを記入してください。 O変更の場合は、提出不要です。	変更年月	日	令和 年	月	日
事 項	変更前(旧)※変更項目のみ記入してください。変更	更後 (新)	※変更項	目のみ記入	してください。
フリガナ						
所 在 地 (送 付 先)						
フリガナ						
名 称						
電話番号		-		()	勺線)
変 更 理 由 (該当番号に〇)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り* 5. 個人事業 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 *「4.法人成り」及び「5.個人事業化」による変更の場合は、指定番号の新規取得となるため、別途、給与所	9.	. その(ください。】)
	・号を新規に取得する。	_				
合 併 2. 統合•	合併・分割先の指定番号を使用する。					
· 分	※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。					
割後の	指定番号 ※市町村ごとに異なります 電話番号 ―			. (内線)
の 指 3. 旧特別 定	徴収義務者の指定番号を継続使用する。					
番号	指定番号 ※市町村ごと 業 特別徴収義務者 に異なります 指定番号					※市町村ごと こ異なります

【提出先】 〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

受付印

特別徴収税額の納期の特例承認申請書

燕
щ×
海市
(画)
×

Щ #今和

地方税法第321条の	地方稅法第321条の5の2及び木更津市稅条例第46条の3の規定により、特別徵収稅額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。	税額の納期の特例につ	いて承認を受けたいので申請します。
所 在 地 (住 所)			
フリガナ			
名			
電話番号	()		
法人番号		果	(連絡先)
特別徵収義務者 指定番号	(※新規の場合は空棚) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		(氏名)

関与税理士 署		(連絡先)	
特例の適用を受けようとする税額	令和 年		月以後 の特別徴収税額
	月区分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の覚時給		(臨時 人)	(H)
与の支払を受ける者の人員及び各月の	年 月	常時人	E
支払金額		(臨時 人)	(H)
	年 月	常時人	E
※賞与等の臨時の給与の金額を含む		(開時 人)	(田)
	年 月	常時人	E
※木更津市以外の全市区町村を含む、		(開時 人)	(田)
事業所全体の人員及び支払金額	年 月	常時人	E
(臨時勤終者分がある場合には、覚時給与の)		(開時 人)	(田)
またがを受ける者の分とは別にして二段書 文払いを受ける者の分とは別にして二段書	年 月	常時人	E
き(上段に記載)にしてください。		(開時 人)	(田)
	年 月	常時人	田
市民税・県民税等の滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を 取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (令和	年 月 目	日承認取消)・無

申請についての注意事項

- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までにお願いします。
 - 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。
- $\frac{1}{3}$
- この特例は、給与の支払いを受けている者の数が常時10人未満である特別徴収義務者に限り受けることができます。 (注) 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者が あるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。 つぎに掲げる期限までに納入することとなります。 の特例の承認を受けた場合には、 4
- 翌年6月10日ま 12月から翌年5月までの徴収分 12月10日まで 6月から11月までの徴収分 ※土日の場合は翌営業日
- た場合に 給与の支払いを受ける者の数が常時10人以上 # この特例について承認を受けた特別徴収義務者は、 、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりませ せ Ŋ
- この特例の申請を 市税の滞納や最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例 却下することがあります。 また、この特例を受けても滞納したり、納付・納入の遅延がありますと承認を取り消すことがあります。 9

よくあるお問い合わせ Q&A

- Q1 従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくてもよいでしょうか?
- A 1 所得税の源泉徴収義務がある事業者は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられており、家族であっても、特別徴収をする義務があります。ただし、専従者給与を支給されている者は、給与支払報告書の提出時に、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に「普E」と記載し、普通徴収切替理由書を添付することで、普通徴収となる場合があります。
- Q2 アルバイトやパートの場合でも、特別徴収しなければならないのですか?
- **A2** 前年中に給与の支払を受けており、かつ、当年度の4月1日において給与の支払を受けている者は特別徴収の対象となります。 従って、アルバイトやパートであってもこの要件に当てはまる場合には、特別徴収の対象となります。
- Q3 従業員から、普通徴収にしてほしいとの希望があったのですが。
- A3 個人住民税の徴収方法は本人又は事業者の希望で選択することができるものではないので、従業員の希望により普通徴収にすることはできません。ただし、普通徴収切替理由書の各項目のいずれかに該当する場合は、毎年1月末日までに提出する給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、該当する項目の符号の記載と普通徴収切替理由書の添付により普通徴収となる場合もあります。
- Q4 所得税がかからなければ、個人住民税も発生しませんか。
- A4 所得税と住民税では税額の計算が異なるため、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。
- Q5 毎月、市区町村に住民税を納税するのは大変なのですが。
- A5 従業員が常時10名未満の場合には、市区町村長の承認を受けることで、年12回の納期を12月と6月の2回とすることができますので(納期の特例)、従業員がお住まいの市区町村にご相談ください。
- Q6 特別徴収を行わない場合の罰則規定はありますか。
- A6 市区町村から事業者に特別徴収税額決定通知書が送付されているにもかかわらず、特別徴収を行わなかった場合、滞納処分の対象となるとともに、地方税法第324条第3項の規定(10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又は懲役及び罰金の併料)の対象となります。

- Q7 年度初めに届いた「特別徴収税額の決定通知書」に既に退職している従業員の名前があるときはどうしたらいいですか?
- A7 速やかに異動届を市民税課に提出してください。 詳しい記入方法については、本冊子の17ページ以降を確認してください。
- Q8 月割額を誤って納めてしまったときはどうしたらいいですか?
- A8 まずは、収税対策室収納管理係にご連絡ください。多く納めてしまった場合は、還付又は翌月以降の納入額から減らす等のご相談をいたします。少なく納めてしまった場合は、翌月以降の納入額で調整することもできますが、督促通知や延滞金がかかったり、納税証明書が発行できなかったりする恐れがあります。
- Q9 給与支払報告書を提出した後、退職予定に含めた従業員が3月末に退職しました。(給与支払報告書には退職予定日を記載してあります。) 異動届を提出する必要はありますか?
- A9 はい。退職された従業員の方が令和6年度現在、木更津市で特別徴収されている場合、当該年度(令和7年5月分まで)の特別徴収ができなくなる場合や一括徴収する場合は異動届の提出をお願いします。詳しい記入方法については本冊子の17ページ以降を確認してください。令和7年度(令和7年6月以降)に係る特別徴収については、給与支払報告書(個人別明細書)に退職年月日が記載されていれば普通徴収に切り替わります。
- Q10 従業員の税額変更通知書が届きましたが、どういった理由で変わったのでしょうか?
- A10 税額の変更理由は、税額変更通知書の摘要欄に概要が記載されています。詳細についてはご本人にしかお答えできないため、従業員ご本人から市民税課にお問い合わせください。

なお、一般的には次のような場合が考えられます。

- ① 確定申告をした場合や、すでに確定申告をした人が修正申告や更正の請求をした場合
- ② 被扶養者が所得限度額を超えていることが判明したため、配偶者控除や扶養控除等が否認された場合
- ③ 年の途中で、当初申告されていた所得以外の所得があることが判明した場合

お問い合わせ先:木更津市役所朝日庁舎 電話:0438(23)7111(代表)

◎課税金額に関すること・・市民税課 特別徴収担当

◎納入に関すること・・・収税対策室 収納管理係